

# 緑が丘・黒石野商工業会会則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本会は、緑が丘・黒石野地域の商店街振興を図るため、会員の相互扶助の精神に基づき、会員のために必要な共同事業を行うとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、会員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて地域公共の福祉の増進に資することを目的とする。

### (名称並びに地域)

第2条 本会は、緑が丘・黒石野商工業会と称する。その地域は、緑が丘、黒石野、岩脇、東緑が丘、上田堤、箱清水の各地区一円とする。

### (事務所)

第3条 本会の事務所は、会長の指定する所に置く。

### (規約)

第4条 この会で定めるもののほか、必要な事項は総会の議決を経て定める。

## 第2章 事 業

### (事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の事業に関する経営及び技術の改善向上のための、教育及び情報の提供に関する事業。
- (2) 会員及びその従業員の福利厚生に関する事業。
- (3) 商店街発展のための共同施設の整備促進等、会員及び一般公衆の利便を図るための建設及びこれの管理に関する事業。
- (4) その他前各号の事業に付帯する事業。

## 第3章 会員及び会の組織

### (会員の資格)

第6条 本会の会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 商業またはサービス業を行う小規模の事業者であつて、地区内に店舗を有する者。
- (2) その他役員会で加入を承認された者。

### (加入)

第7条 本会に入会しようとする者は別途定める加入手続きにより加入することができる。

### (退会)

第8条 本会を退会しようとする者は別途定める退会手続きにより退会することができる。

(除名)

第9条 会の運営上支障があると認められた会員は役員会において除名することができる。

## 第4章 組 織

(会の組織)

第10条 本会に役員会並びに部会を置く。役員会は、会長・副会長・部長・事務局長を以って構成し、各部会から提出された案件を審議決定するとともに、総会において議決された事項を実施する。

(部会の組織)

第11条 部会の組織及び各部の所管事項は次のとおりとする。

1. 総務部
  - (1) 庶務に関する事項
  - (2) 渉外に関する事項
  - (3) その他各部に属さない事項
2. 広報部
  - (1) 企画・宣伝に関する事項
  - (2) 情報収集に関する事項
  - (3) ホームページの運営に関する事項
  - (4) その他広報活動に必要な事項
3. 事業部
  - (1) 商工業会発展のための共同事業に関する事項
  - (2) 会員及び一般公衆の利便を図るための環境整備に関する事項
  - (3) レクリエーションに関する事項
  - (4) その他会員の事業発展に寄与する事項
  - (5) 視察・研修・講習に関する事項

## 第5章 役員・顧問及び相談役

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- |         |    |
|---------|----|
| 1. 会長   | 1名 |
| 2. 副会長  | 2名 |
| 3. 部長   | 3名 |
| 4. 事務局長 | 1名 |
| 5. 監事   | 1名 |

(役員を選任)

第13条 役員を選任を次のとおり定める。

- (1) 役員は総会において選出し、会長、副会長は役員から互選する。
- (2) 部長及び事務局長は、会長がこれを指名する。

(役員職務)

第14条 役員職務を次のとおり定める。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
- (3) 各部長は、夫々の部会を主宰するとともに、会の業務を実施する。
- (4) 事務局長は、会長の命により役員会・部会の開催・推進を図り、事務を統括し、並びに会計業務を実施する。
- (5) 監事は会計を監督監査する。

(役員会)

第15条 役員会は必要に応じ開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 事業計画
- (3) 総会において委任された事項
- (4) 会員の加入・退会並びに除名に関する事項
- (5) その他必要な事項

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問及び相談役)

第17条 本会に、役員会の議決により、顧問及び相談役を置くことができる。

## 第6章 議 決 機 関

(総会)

第18条 1 総会は本会の最高議決機関であって、次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 予算・決算の承認
- (3) 事業計画
- (4) 役員選出
- (5) その他必要な事項

2 総会は年1回11月に開催する。また、必要により臨時総会を開くことができる。

(総会の議事等)

第19条 総会は、会員の三分の一以上（委任状含む）の出席により成立し、議事は出席会員の過半数によって決定する。

## 第7章 会 計

(会計)

第20条 本会の経費は、会計規約第2条に定められた会費並びに寄付金その他によって充当する。

(会計規則)

第21条 本会の会計規則は別途定めるものとする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は10月1日より、翌年9月30日までとする。

## 附 則

1. 本会則は、必要に応じ役員会に諮り細則を制定することができる。
2. 本会則は、昭和55年4月13日より実施する。

### 【会則附則】

(加入手続)

- (1) 加入手続きは、会所定用の紙に必要事項を記入し、事務局宛に提出するものとする。
- (2) 加入申し込みを受理した場合、役員会は会則により速やかに審理し、その可否を申込者に通知しなければならない。
- (3) 役員会において加入を承認されたものは、速やかに金融機関に加入金を振り込まなければならない。
- (4) 役員会は、機関紙または適当な方法により、会員に新加入者を周知させなければならない。

(退会手続)

- (1) 退会届けは、会所定用の紙に必要事項を記入し、事務局宛に提出するものとする。
- (2) 退会届けを受理した場合、事務局は速やかに役員会に報告するものとする。
- (3) 役員会は、機関紙または適当な方法により、会員に退会者を周知させなければならない。

# 会 計 規 約

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この規約は、緑が丘・黒石野商工業会の金銭出納及び会費その他、本会の会計処理に関する一切の事項を規定するものとする。

### (会費)

第 2 条 会員は、会費として月額 2,000 円を会に納入するものとする。ただし、賛助会員については推戴の都度役員会で決めるものとする。

### (初回会費)

第 3 条 会則により加入を承認されたものは、初回会費として 2,000 円を納入しなければならない。

### (使途)

第 4 条 会費・賛助会費・寄付金・預金利息等、会の収入金は会の運営に必要とした場合にのみ使用できるものとする。

### (金銭管理者)

第 5 条 金銭管理者は事務局長とし、会費の集金業務は金融機関に委嘱するものとする。

### (支出)

第 6 条 金銭を支出しようとする場合は、会長の承認を受けなければならない。

### (事務所費)

第 7 条 事務所費は月額 10,000 円とする。

## 第 2 章 旅 費 規 程

### (出張命令)

第 8 条 本会の用務のため出張する場合は、出張命令書により会長の認印を受けて行うものとする。

### (旅費の支給)

第 9 条 前条により出張する場合は、下記の旅費を支給するものとする。

#### (1) 他地域の場合

その都度会長の命により決定するものとする。

#### (2) 近距離出張等の場合

用務地が盛岡市内及び近郊の場合は、1 回当たり 1,000 円を支給する。ただし、宿泊を伴う場合は前号によるものとする。

- (3) 自己所有（借用等含む）の車両を使用した場合  
自己所有の車両を使用して発生した事故等に関しては、自損・他損を問わず、会は一切の責任を負わないものとする。その他の出張に関する事項はその都度会長の命により決定する。

### 第3章 慶弔規定

#### （慶事弔事）

- 第10条 (1) 本会の会員に関わる慶弔に関しては、本会の役員会においてその都度決定するものとする。  
(2) 会員は慶弔事由が発生した場合は、事務局に報告するものとする。

### 第4章 改正規定等

#### （改正）

- 第11条 この会計規約は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成を以って改正することができる。

### 附 則

- (1) この会計規約は、昭和55年4月13日より実施する。